

平成 26 年 12 月 9 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

東京都千代田区大手町 2-6-2（日本ビル 6 階）
一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見について

平成 26 年 11 月 10 日付で意見募集のあった「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する告示（案）」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

別紙

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する告示（案）」に対する意見

| No. | 該当箇所 | 内 容 |
|-----|----------|--|
| 1 | 2. 改正の内容 | 将来における死亡率の改善の見込みを反映させるための係数について、男女とも「0.86」に改めるとされているが、変更後の係数が「0.86」である理由もしくは背景を教示していただきたい。 |

以 上